	第二条第一項第五十七号の三の無線設備	○	○	○	○										○			○										
	第二条第一項第五十八号の無線設備	○	○	○	○													○										
	第二条第一項第五十九号の無線設備	○	○	○	○		注2○											○										
	第二条第一項第六十号の無線設備	○	○	○	○		注2○											○										
	第二条第一項第六十一号の無線設備	○	○	○	○										○		○	○										
	第二条第一項第六十二号の無線設備	○	○	○	○										○		○	○										
	第二条第一項第六十三号の無線設備	○	○	○	○												○	○										
	第二条第一項第六十四号の無線設備	○	○	○	○												○	○										
	第二条第一項第六十五号の無線設備	○	○	○	○																							
	第二条第一項第六十六号の無線設備	○	○	○	○																							
	第二条第一項第六十七号の無線設備	○	○	○	○										○			○										
	第二条第一項第六十八号の無線設備	○	注21○	○	○			注22○					注21○	注21○			注21○											

注1　実施する試験項目は、○印を付したものとする。

2　デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。

3　三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。

4　二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。

5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

6　実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができる。

7　秘匿性を有する通信を行う無線局に使用するためのものに限る。

8　設備規則第五十七条に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのものに限る。

9　設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局（設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備を使用するものに限る。）に限る。

10　設備規則第五十八条の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの又は設備規則第五十八条の二の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの（四五〇MHzを超え四六七・五八MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備のものを除く。）に限る。

11　設備規則第五十八条の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの又は設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備のものに限る。

12　設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備のものに限る。

13　設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。

14　符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）に限る。